

関島社会保険労務士事務所便り

2014年
5月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP：<http://www.srseki.info>



4月以降の労働・社会保険事務で留意すべき改正点

◆雇用保険関係

育児休業給付の支給率（休業前の賃金に対する給付割合）が、休業開始後6カ月の間は、50%から67%に引き上げられます。また、教育訓練給付金が拡充され、厚生労働省の指定講座を受ける場合の支給額が受講費用の2割から4割に引き上げられ、資格取得等のうえで就職に結びついた場合はさらに受講費用の2割を追加支給します。

また、再就職後6カ月以上職場に定着することを条件に、離職前の賃金よりも再就職後の賃金が下がった場合には、再就職手当の他に就業促進定着手当（上限あり）が支給されます。

この他、特定理由離職者等の失業等給付の給付日数に関する暫定措置が、3年間延長されました。

◆年金・企業年金関係

2014年度の国民年金保険料は15,250円です。

また、2014年度の年金額は、0.7%引き下げられます。老齢基礎年金満額支給で月額64,400円となり、4月分の年金が支給される6月から変わります。

さらに、4月1日以降に妻が死亡した父子家庭にも遺族基礎年金が支給されることとなった他、産休期間中の保険料免除制度が4月からスタートし、この対象となるの

は4月30日以後に産休が終了する被保険者です。

この他、厚生年金基金制度の原則10年後廃止を定めた、いわゆる「厚生年金基金見直し法」が4月1日より施行されています。

◆医療保険 70歳になる人から2割負担

3月末までに70歳に達している方を除いて、70～74歳の方の医療費の窓口負担が本来の2割負担となりますが、高額療養費の自己負担限度額については据え置かれることとなります。

また、後期高齢者医療の保険料率が改定され、2014年度から2015年度の保険料額は全国平均で月額5,668円（見込）となります。

◆介護保険関係

第2号被保険者（40才以上65歳未満）が負担する介護保険料が月額平均5,273円（見込）となります。協会けんぽでの介護保険料率は標準報酬の1.72%（労使折半で0.86%）となりますが、実際の保険料額は被保険者の加入する健康保険の種類によって異なります。



遺族厚生年金の「生計維持関係」

妻であってももらえないことがある

◆遺族厚生年金の支給要件

遺族厚生年金は、下記①～④の要件に該当する厚生年金の被保険者又は被保険者であった人が亡くなったとき、**その人によって生計を維持されていた妻、夫**（55歳以上）、子（18歳到達年度の末日までにあるか障害者であるときは20歳未満）、父母（55歳以上）、孫（子に同じ）又は祖父母（55歳以上）に支給されます。しかし、実際の支給は、父母は配偶者又は子がいるときは支給されず、孫又は祖父母は上位順位者がいるときは支給されません。

なお、この4月から遺族基礎年金は、「子のある妻」だけでなく「子のある夫」にも併せて支給されるようになりました。

- ①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき
- ②厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③障害厚生年金1級又は2級の人が死亡したとき
- ④老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている人が死亡したとき

但し、上記①と②の場合、保険料納付要件（死亡日の前々月までに国民年金保険料納付期間が3分の2以上あるか、死亡日の前々月までの1年間保険料の滞納がないこと）を満たしていることが必要です。

◆生計維持関係がないともらえない

遺族年金は亡くなった人との生計維持関係がないと支給されません。その認定は、以下の方法で行われます。

- ① 前年の収入（確定していないときは前々年）が850万円未満又は所得が655.5万円未満であること（一時的収入を除き、概ね5年以内に850万円未満

になることが見込まれるときを含む）。

- ② 遺族が配偶者又は子の場合、(1)住民票上同一世帯又は住所が住民票上同一であること。(2)住所が異なるときは、同居し、家計を一にしていること、又は単身赴任、就学、病気療養等やむを得ない事情があり経済的援助、定期的音信・訪問があること。
- ③ 死亡した人の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の場合は、(1)住民票上同一世帯、住所が住民票上同一であるか、(2)住所が異なるときは、同居し、家計を一にしていること又は生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められること。

◆家庭内暴力で別居中のとき

家庭内暴力で別居中の夫から生活費を受け取れなかったことを理由に遺族厚生年金を国は不支給としました。しかし、岡山地裁は、「現実に生活費が交付されていなくても、著しく不当な場合は、生計を同じくしていたと評価すべき場合がある」として年金の支払いを命じています（2008.11）。

◆事実婚(内縁)関係のとき

事実婚関係とは、婚姻の届出を欠くが社会通念上夫婦の共同生活が認められる事実関係を成立する合意又は事実関係が存在することを言います。戸籍上離婚の処理がされていても、事実上婚姻関係同様の事情のある者も該当します。

◆重婚的内縁関係のとき

届出による婚姻関係にある者が他の者と内縁関係にある場合は、届出による婚姻関係が優先します。しかし、その実態が全く失われているときに限り事実婚関係にある者として認定されます。

コンプライアンス違反企業の倒産 過去最多

◆増加する“コンプライアンス違反倒産”

粉飾決算や脱税、偽装、法違反などのコンプライアンス違反は、今や企業の存続すら危うくしてしまう可能性のある重大事項となっています。

4月7日、帝国データバンクから、コンプライアンス違反が原因で倒産（＝コンプライアンス違反倒産）した企業について調査・分析した結果が発表されました。

この調査は 2005 年度から実施されており、この調査で判明した 2013 年度における「コンプライアンス違反倒産」（負債 1 億円以上の法的整理のみ）は、過去最多の 209 件（2005 年度は 74 件、2012 年度は 200 件）となりました。（下図右）

◆違反の類型別に見ると…

主なコンプライアンス違反の類型は次の通りです。

- (1) 粉飾（52 件）
- (2) 業法違反（33 件）

(3) 資金使途不明（22 件）

(4) 不正受給（17 件）

(5) 雇用（16 件）

上記のうち、「不正受給」には助成金や介護報酬などの不正受給が含まれ、「雇用」には主に労働基準法違反が含まれています。

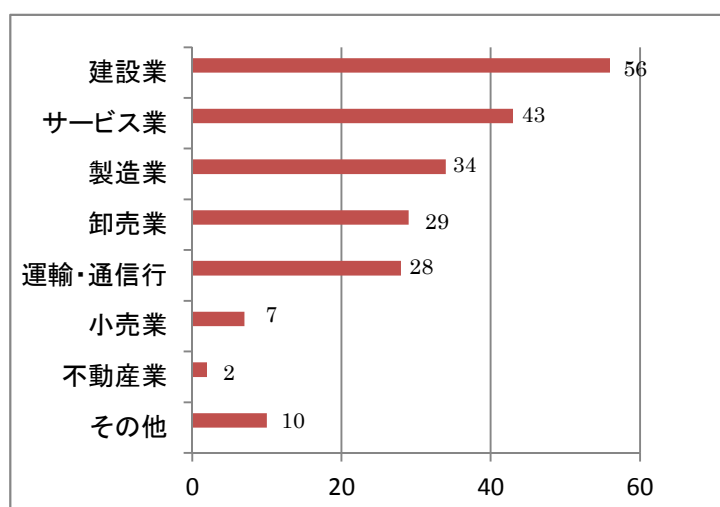
また、業種別に見てみると、上位から「建設業」（56 件）、「サービス業」（43 件）、「製造業」（34 件）、「卸売業」（29 件）、「運輸・通信業」（28 件）の順となっています。（下図左）

◆コンプライアンス違反の影響

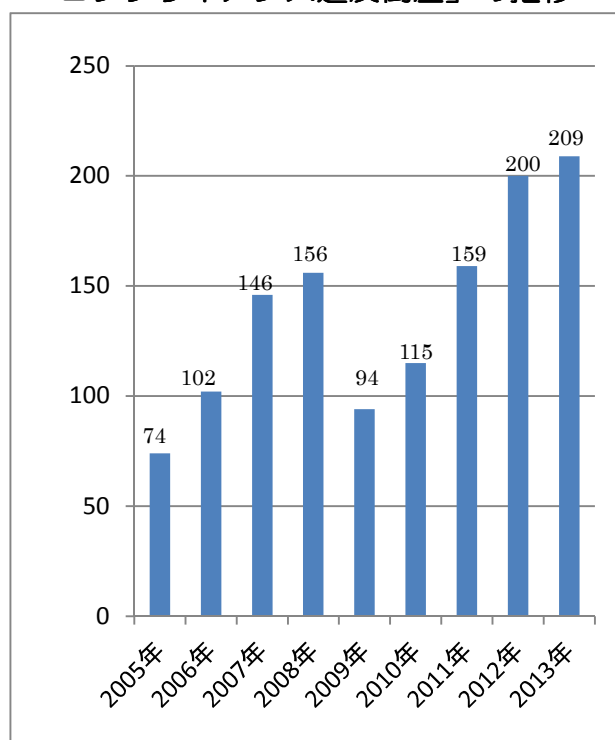
コンプライアンス違反は、多額の金銭的影響（課徴金の納付、第三者委員会の調査費用等）がある他、消費者や取引先へ与える影響も多大です。

財務基盤が弱い企業、顧客離れが大量発生した企業については、これらの影響により簡単に倒産することがあり得る時代なのだと言えます。

2013 年度 業種別「コンプライアンス違反倒産」
（負債 1 億円以上の法的整理のみ）



「コンプライアンス違反倒産」の推移



●中小企業の約2割が消費増税分転嫁できず

消費税率のアップ後、企業間の取引において増税分を価格に転嫁できなかった中小企業が約2割に上ることが中小企業庁の調査で明らかになった。業種別では、小売業、サービス業、建設業などで目立っており、転嫁できない理由の多くが「価格を上げると他社に取引を奪われてしまう」だった。(4月25日)

●労働時間規制の見直しを検討

安倍首相は、経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議において、現在の労働時間規制を見直し、「社員本人の希望」や「労使の合意」を前提に多様な働き方ができる労働時間制度を検討することを明らかにした。6月にまとめる成長戦略の柱として盛り込む考え。(4月23日)

●メタボ健診「保健指導効果あり」

厚生労働省は、特定健診でメタボリックシンドローム(メタボ)と判定されて積極的に保健指導を受けた男性の約2割、女性約の3割がメタボの状態を脱したとの調査結果を発表した。同省では「一定の効果が見られたので受診率の向上を目指したい」としている。(4月19日)

●危険運転に罰則強化 政令を閣議決定

政府は、飲酒や薬物摂取、特定の病気等の影響により交通事故を起こした場合の罰則を強化する「自動車運転死傷行為処罰法」に関して、一定の症状を伴う統合失調症やてんかんなど6つの病名を適用対象に定める政令を閣議決定した。同法は5月20日施行。(4月18日)

●建設業の女性就労者を2倍に 国交省方針

国土交通省は、人手不足が深刻となっている建設業において女性の活用を拡大する方針を決定した。2018年度までに女性の技能労働者を現在の2倍に相当する18万人規模とすることを目標とし、今夏をめどに日本建設業連合会などの業界5団体と官民合同の計画を策定する方針。(4月18日)

●2014年春闘の賃上げ16年ぶりに7,000円超

経団連が2014年春闘の妥結結果(第1回集計)を発表し、定期昇給とベアを合わせた組合員平均の賃金(月給)引上げ額が7,697円となり、16年ぶりに7,000円を超える賃上げとなったことがわかった。賃上げ率(前年の賃金に対する賃上げ額の比率)は2.39%となり、15年ぶりに2%台となった。(4月17日)

●配偶者控除の縮小を検討 政府税調

政府税制調査会は、専業主婦や妻がパートで働く世帯の所得税を軽減する「配偶者控除」のうち、パートで一定の収入がある世帯の優遇部分を縮小する考えを示した。政府・与党では、年末に決定する税制改正で制度の詳細を決めていく考え。(4月15日)

●2035年に4割超が高齢世帯に

厚生労働省「国立社会保障・人口問題研究所」が2010年の国勢調査に基づいた今後20年間の世帯数の将来推計を発表し、世帯主が65歳以上である高齢世帯が2035年には40.8%となる見込みであることがわかった。1人暮らし世帯は全体(4,955万世帯)の3分の1を上回る1,845万世帯となる。(4月12日)

●銀行預金口座に共通番号を導入へ

政府の税制調査会は、国民1人ひとりに番号を割り振る「共通番号(マイナンバー)制度」に関して、銀行の預金口座に結び付ける方針について一致した。現在よりも個人資産を正確に掴むことで、平等に税や社会保険料を負担する仕組みを目指すとしている。(4月9日)

●「社保加入」を建設工事入札の条件に

国土交通省は「建設産業活性化会議」で、今年8月から国直轄工事の入札において社会保険未加入の建設業者を排除することを発表した。工事規模3,000万円以上の案件が対象となり、建設業の社会保険加入率を高めて人材確保につなげるねらい。(3月29日)